

視覚障害者のための福祉機器展 (参加無料・要申込)

見えない、見えにくい人のための様々な機器、日常生活用具を多数展示します。また、視覚障害に関する相談も受け付けています。

日時＝6月13日(火)～23日(金)15時30分～16時10分(土・日曜と祝日を除く)(時間等相談可)

場所＝奈良県立盲学校 自立活動室(丹後庄町222-1)

対象＝視覚に障害を持っている人やその家族

※福祉関係施設職員など、視覚障害者に関わっているみなさんの見学もお待ちしております。

申込・問合せ＝電話で、県立盲学校 自立活動委員会
(☎56-3171・🌐56-9148)へ (厚生福祉課)

PCBの掘り起こし調査にご協力ください

高濃度のPCBを含む電気機器(変圧器・コンデンサー・施設用蛍光灯安定器など)は、平成33年3月31日までに、低濃度のPCBを含む電気機器は平成39年3月31日までの処分が法で義務付けられています。特に、高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。

PCBを含む電気機器を使用または保管しているときは、PCB特別措置法にもとづき届出が必要です。PCBを含んでいる電気機器を発見した場合、すぐに届出をしてください。

また、PCB廃棄物等の掘り起こし調査を奈良県が実施しています。調査票等が届いた事業者のみなさんにはご協力をお願いします。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

問合せ＝奈良県廃棄物対策課 産業廃棄物第二係
(☎0742-27-8747)、市環境政策課(内線571・572)

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



平成28年度 消費生活相談概要

大和郡山市消費者センター
☎53-1583(直通)
相談受付 月～金曜
9時～16時

平成28年度に消費者センターが受け付けた相談件数は706件で、前年度に比べ少し増加しました。年代別で見ると60歳以上が255件となり相談全体の36%を占めています。市役所の職員を名乗り医療費の還付金の手続きをするといった「還付金詐欺」に関する相談やそれに類似した「不審な電話があった」という声が多く寄せられました。

【最も多いのはデジタルコンテンツ関連】

相談件数が一番多かったのは、前年度同様デジタルコンテンツに関する相談です。

【相談事例】

<架空請求>・・・「有料動画サイトの利用料金が未納になっており本日中に連絡のない場合は法的手続きをとる」と携帯電話にショートメッセージが届いた。

<ワンクリック請求>・・・アダルトサイトにアクセスしたところ突然「登録完了」となり、連絡をすると高額料金を請求された。

どちらの場合も急いで業者に連絡したり、あわててお金を支払ったりせず、まず消費者センターに相談してください。

また、通信販売で1回限りだと思い「お試し」「特別価格」とうたった健康食品を購入したが定期購入になっていた、という相談も目立ちました。通信販売はクーリング・オフの適用がありません。契約内容や解約条件をしっかりと確認した上で申し込むようにしましょう。

【2番目に多いのは多重債務相談】

思いがけない失業や無計画にクレジットカードを使ってしまった…多重債務に陥る原因はさまざまです。消費者センターでは相談者の話を伺い債務整理についての助言をし、法テラスや弁護士会など専門家への橋渡しをしています。もし、多重債務に陥っても抜け出す道は必ずあります。自分ひとりで抱え込まないで相談してください。